茨城県事業継続臨時応援金支給申請書兼誓約書 (個人事業者用)

申請日 年 月 日

1 申請金額 10万円

2 申請者情報

No	記載	記載欄						
1	申請者氏名	(לאָעק)						
2	業種(日本 標準産業分 類) ※該当する ものを丸で 囲む	A-1:農業 A-2:林業 B:漁業 C:鉱業、採石業、砂利採取業 D:建設業 E:製造業 F:電気・ガス・熱供給・水道業 G:情報通信業 H:運輸業、郵便業 I:卸売業、小売業 J:金融業、保険業 K:不動産業、物品賃貸業 L:学術研究、専門・技術サービス業 M:宿泊業、飲食サービス業 N:生活関連サービス業、娯楽業 O:教育、学習支援業 P:医療、福祉 Q:複合サービス事業 R:サービス業(他に分類されないもの) S:公務(他に分類されるものを除く) T:分類不能の産業						
3	申請者住所	₸						
4	生 年 月 日 性 別	M·T·S·H (いずれか〇) 年 月 日 性別: 男 · 女 (いずれか〇)						
5	屋号							
6	電話番号 (連絡先)	Tel.						

3 売上高(事業収入) ※No.3.4の両方を満たす必要があります。

0	心工同(于未认八)	から、T の画力を測にす必要かの	7670				
No	記載事項	記載欄					
1	売上高を比較する期間 ※いずれかを選択	□1月~10月 □1月	~11月 □1月~12月				
2	選択した期間の売上高(事業収入) ※売上高に消費税及び行政等からの補助金等が含まれる場合は、除して記載。	令和4年 円 (A) ※対象期間(令和4年1月~10月、11月又は12月)の売上高確認書(様式第3号)で売上高を計算の上、記載すること。	令和3年 □申請特例(注)				
3	売上の減少率	(B—A) ÷B×100=	※20%以上であること				
4	令和3年1月~12月 の売上高(事業収入) ※売上高に消費税及び行政 等からの補助金等が含まれる場合は、除して記載。		万円 ※120 万円以上であること				

(注) 令和3年1月から9月までの間に開業した事業者は、No.2の□申請特例に☑し、(B) 欄には、令和3年の<u>開業日の翌</u> 日が属する月以降の月平均売上高に対象期間(令和4年1月~10月、11月又は12月)の月数を乗じた額を記載。 令和3年1月から9月までの間に茨城県外から茨城県内へ移転開業した事業者は、No.2の□申請特例に☑し、(B) 欄には、令和3年の移転開業した翌月以降の月平均売上高に対象期間の月数を乗じた額を記載。

申請者本人名義の振込先口座に関する情報 4

振込先金融	機関名	本・支店名	金融機	と関コート	支店:	コード	種目	口座都	盱	(右i	吉め	で記	入)
	銀行 信用金庫 信用組合 農協 労働金庫	□本店 □支店 □出張所			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		□普通□当座			 	 		
フリガナ													
口座名義													

宣誓・同意事項 5

申請にあたり、以下の全ての内容について、宣誓・同意していただく必要があります。宣誓・同意して いただける場合は、各項目のチェック欄(□)にチェック(☑)を入れてください。

宣誓事項

- □ 次の支給要件を全て満たすこと。
 - 対象期間(令和4年1月から10月まで、又は11月まで、又は12月まで)の売上高(事業収入)が、令 和3年の同期間の売上高(事業収入)と比べて20%以上減少していること。
 - ・申請時点において、茨城県内に居住し、かつ、令和3年において所得税の納税地を茨城県内としている こと。
 - ・応援金の受給後も茨城県内で事業を継続すること。
 - ・令和3年1月~12月の売上高の合計が120万円以上であること。
 - ・売上高(事業収入)のほかに、収入(給与・年金・不動産・利子等)がある場合は、売上高(事業収入) の比率が50%以上であること。
- □ 次の不支給要件に該当しないこと。
 - ・暴力団等(※1)・暴力団等が実質的に経営を支配する者
 - ・「性風俗関連特殊営業」(※2) 又は当該営業に係る「接客業務受託営業」(※3) を行う事業者
 - ・主たる収入を雑所得又は給与所得で確定申告した、被雇用者又は被扶養者である個人事業者
- □ 事業活動を行うために必要な法令上の許認可等を全て得ていること。

同意事項
□ 申請内容の裏付けとなる売上台帳等の帳簿書類、通帳その他の証拠書類を7年間保存すること。
□ 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査に応じること。
□ 応援金の事務のために必要な範囲において、提出した基本情報等が第三者に提供される場合及び申請者
の個人情報が第三者から取得される場合があること。
□ 後日、対象期間の税務申告書類の控え等の提出を求められた場合には速やかに提出すること。
□ 虚偽や不正な手段により応援金を受給した場合には、応援金の返還を行うこと。
□ 不正受給により応援金返還を命じられた場合には、返還命令に係る応援金の受領の日から納付の日まで
の期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付すること。なお、納付の期限は、
当該返還に係る命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対
して、その未納に係る期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。
□ 不正受給と判断された場合、申請者名、屋号等の公表や告訴等の措置をとる場合があること。
□ 取引状況の確認のため、提出された書類に基づき、申請者の取引先に問合せすることがあること。
□ 本応援金は、事業所得に区分されることから課税対象であること。
□ 県及び茨城県内市町村における事業者支援施策の検討・推進にあたり、提出した情報が活用される場合
があること。

※1:茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力 団 員等。

※2:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特 殊営業」。

※3:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第13項に規定する「接客業務受託営業」。